

鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、事業者等が社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を提供することに対して、その提供に要する費用の一部を補助することに関し、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 この要綱において補助の対象となる者は、鳴門市内において不特定多数の者が利用し、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の利用が見込まれる事業を行う事業者（地方公共団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人並びに社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うものを除く。）又はその他市長が必要と認める団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している場合
- (2) 事業主又は当該団体の役員若しくは構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合

(補助の対象となる経費)

第3条 補助の対象となる経費の額（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、市長が認めるものとする。ただし、工事施工費については、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 新築工事を伴うもの
- (2) 既に設置しているものの取替えに係るもの
- (3) 店舗等の老朽化に伴う原状回復を主な目的とするもの

2 前項の規定にかかわらず、国又は県その他各種団体等が実施する補助事業により補助の対象となる経費に該当するときは、補助の対象としない。

3 第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる経費のうち、すでに本補助金の交付を受けた経費については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、対象経費の3分の2の額（1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額。）とする。ただし、別表に掲げる補助限度額を上限とする。

(申請)

第5条 条例第3条に規定する補助金等交付申請書は、鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付申請書（様式第1号）とし、添付する書類は、規則第3条第2項の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 対象経費がコミュニケーションツール作成費である場合、次に掲げる書類

ア 仕様書

イ 対象経費の見積書

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 対象経費が物品購入費である場合、次に掲げる書類

ア 対象経費の内容がわかるカタログ等の写し

イ 対象経費の見積書

ウ その他市長が必要と認める書類

(3) 対象経費が工事施工費である場合、次に掲げる書類

ア 工事計画書（様式第2号）

イ 工事図面の写し

ウ 対象経費の見積書の写し

エ 施行前の現況写真

オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び却下)

第6条 条例第6条の規定による補助金等の決定の通知は、鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付決定通知書（様式第3号）とする。

2 市長は、審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金却下通知書（様式第4号）により、却下の理由を付して申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた対象者（以下「補助決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金変更交付申請書（様式第5号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更が適当と認めるときは、鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、変更が不相当と認めたときは、鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金変更却下通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 条例第11条に規定する実績報告書は、鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金実績報告書（様式第8号）とし、添付する書類は、規則第8条第2項の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 対象経費がコミュニケーションツール作成費又は物品購入費である場合

ア 領収書

イ 物品設置写真

(2) 対象経費が工事施工費である場合

ア 領収書

イ 工事請負契約書の写し

ウ 工事内訳書の写し

エ 施行後の現況写真

オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 条例第12条に規定する補助金等の額の確定の通知は、鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金額確定通知書(様式第9号)とする。

2 前項の通知を受けた補助決定者は、速やかに鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金請求書(様式第10号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて市長に補助金を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定により適正な請求を受けたときは、受理した日から起算して30日以内に補助決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 条例第14条第3項に規定する補助金等の交付の決定の取消しの通知は、鳴門市合理的配慮の提供支援に係る補助金交付決定取消通知書(様式第11号)とする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(管理及び継続使用義務)

第12条 補助決定者は、補助金の交付を受けて作成し、購入し、又は施行したコミュニケーションツール、物品及び工事の成果物について、これらを取得した日から起算して、コミュニケーションツール及び物品にあつては3年間、工事の成果物にあつては5年間継続して使用しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合にあつては、この限りでない。

(公表)

第13条 市長は、交付決定者の同意を得て、次に掲げる事項を市のホームページへの掲載その他の方法により公表することができる。

(1) 補助金の交付決定を受けた対象事業の内容

- (2) 補助対象物を配置した事業所の名称及び所在地
- (3) 補助対象物を配置した現況写真
- (4) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

経費	摘要	補助限度額
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等、障害者等に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成に係る経費	50,000円
物品購入費	筆談ボード、折り畳み式スロープ等、障害者等に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入に係る経費	100,000円
工事施工費	簡易スロープ、手すり、多目的トイレの設置、音声誘導システムの設置等、障害者等に合理的配慮が容易に提供できるようにするための工事の施工に係る経費	200,000円